

# 定置網周辺での釣りは禁止です

島根海区及び隠岐海区漁業調整委員会指示により、島根県内の定置網の周辺には保護区域が設定されており、**釣り等により定置漁業に支障を与える行為が禁止**されています。

違反した場合は、**1年以下の拘禁刑**又は**50万円以下の罰金等**が科せられることがあります。

## 保護区域

保護区域は、場所や漁具によって異なるため、詳しくは各委員会指示をご確認ください↓

島根海区漁業  
調整委員会指示



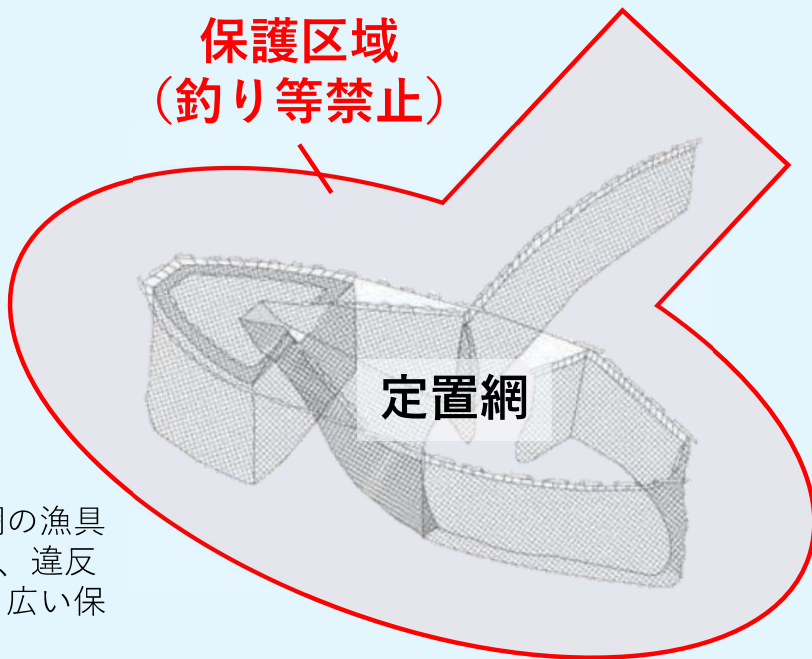
隠岐海区漁業  
調整委員会指示



「定置網の保護区域」を参照

※本土地域で釣りをする場合、定置網の漁具から**200メートル以上**離れていれば、違反になりません（隠岐地域では、より広い保護区域が設定されています）

保護区域  
(釣り等禁止)



## 対象となる定置網の位置

地図の赤枠内（令和8年7月現在）

出典：海洋状況表示システム

### 隠岐地域



### 本土地域（東部）



### 本土地域（西部）



詳しくは、海洋状況表示システム（海しる）でご確認ください→



〔お問い合わせ〕

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 東部農林水産振興センター水産課 | 0852-32-5701 |
| 西部農林水産振興センター水産課 | 0855-29-5633 |
| 隠岐支庁農林水産局水産課    | 08512-2-9669 |
| 島根県農林水産部水産課     | 0852-22-5313 |